

31年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R1.10.18	R1.11.1	平成●年●月●日から令和元年●月●日までの間、山楽病院スタッフ会議（病院幹部会）で、「診断書等作成依頼書の書式の見直しと運用の改善」を議題とした会議の開催の有無、内容、結論等について	-				1											三楽病院は東京都教育委員会とは別組織であり、請求に係る内容は東京都教育委員会が取り扱える内容ではないため、公文書を作成及び取得しておらず、存在しない	教育庁福利厚生部福利厚生課
2	R1.10.24	R1.11.7	令和元年6月12日付事務連絡「学校における主権者教育を実施する際の留意点について」 平成31年3月26日付30教指高第903号「「民主主義って何だろう？」民主主義学習用リーフレットの配布について」 平成31年3月26日付30教指高第904号「「有権者になることについて考えてみよう！」主権者教育リーフレットの配布について」 令和元年6月19日付31教指高第228号「「選挙啓発カード」の配布について」	22	1															教育庁指導部管理課
3	R1.10.24	R1.11.7	本日の定例会の報告資料の（1）P2の保護者向けリーフ、（2）都の学力調査の小中の社会の問題と解答	-					1										（1）平成30年度保護者向けリーフレット、 （2）平成31年度 児童・生徒の学力向上を図るための調査の調査票及び回答は、東京都教育委員会ホームページに掲載しており、だれもが閲覧可能な情報である。 よって、東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当することから、当該公文書の開示をしないものであるため	教育庁指導部管理課
4	R1.10.24	R1.11.7	都の学力調査の社会の問題の作成や分析・結果公開などに関し、開催した会議での配布資料と会議録 社会の問題で、自衛隊・君が代・天皇・神話・愛国心を出題するか検討した文書	-				1	1										会議で使用した資料は、会議終了後速やかに廃棄し、データは削除している、また、会議録は作成していない。よって、請求に係る文書は存在しない。  本件開示請求は、問題の作成に当たり特定の内容を検討した公文書が存在しているか否かを答えるだけで、問題作成の検討過程を開示することになる。 これらの情報は、公にすることにより、児童・生徒の学力の現状を把握する調査事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの（東京都情報公開条例第7条第6号に該当する。）であるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	教育庁指導部管理課
5	R1.9.10	R1.11.8	業者からの頼末書 ・平成28年5月16日付 都立江北高等学校5月7日（土）未配置の件 ・平成28年12月12日付 都立江北高等学校12月9日（金）途中閉館の件 減額の決定原議 ・28東支セ管第491号 都立江北高等学校外10校図書館管理業務委託（東部所）における取扱いについて ・28東支セ管第1290号 都立江北高等学校外10校図書館管理業務委託（東部所）における取扱いについて 契約書（契約条項第23条）	33		1						1		1				1	（1）契約業者の業務従事者等個人名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。（東京都情報公開条例第7条第2号該当） （2）契約業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第4号該当） （3）予定価格、算出表及び積算方法は、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（東京都情報公開条例第7条第6号該当）	教育庁東部学校経営支援センター管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
6	R1.9.10	R1.11.8	都立大崎高等学校外9校図書館管理業務委託(中部所) 都立戸山高等学校外10校図書館管理業務委託(中部所) 都立練馬高等学校外9校図書館管理業務委託(中部所)	67		1														(1) 契約業者の業務従事者の個人名、写真個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号該当) (2) 契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号該当) (3) 予定価格積算書のうち人件費関連の積算方法及び減額金額の積算方法 予定価格積算書のうち人件費関連の積算方法や減額金額積算にかかる積算方法を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号該当)	教育庁中部学校 経営支援センター管理課	
7	R1.9.10	R1.11.8	都立砂川高等学校外6校図書館管理業務委託(西部所)における取扱いについて 都立日野台高等学校外6校図書館管理業務委託(西部所)における取扱いについて 都立日野台高等学校外10校図書館管理業務委託(西部所)に係る減額支払協議について	54		1														(1) 契約業者の業務従事者等個人名(東京都情報公開条例第7条第2号該当) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため (2) 契約業者の印影(東京都情報公開条例第7条第4号該当) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (3) 予定価格、算出表及び積算方法(東京都情報公開条例第7条第6号該当) 入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁西部学校 経営支援センター管理課	
8	R1.10.25	R1.11.8	東京都教育財産使用許可書(29中図管総第527号) 使用料計算書(1階カフェ・5階食堂)	3	1																東京都立中央図書館管理部総務課	
9	R1.10.28	R1.11.11	都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調書			1															東京都立日野台高等学校	
10	R1.10.28	R1.11.11	・平成13年度都立日野台高等学校(13)耐震診断調査 校舎② 特別教室棟報告書 ・都立日野台高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届			1						1	1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号該当) 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号該当) 校内の施設名については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号該当)	東京都立日野台高等学校
11	R1.11.6	R1.11.12	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合(個表)-都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況-調査対象624校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
12	R1.10.29	R1.11.12	平成31年度東京都立学校教員採用候補者選考(32年度採用) 専門教養(小学校全科)問題	-	1																教育庁人事部試験課	
13	R1.10.30	R1.11.13	都立学校教職員からの相談・苦情の受付状況	1	1																教育庁人事部職員課	
14	R1.10.30	R1.11.13	標準的な処分量定のうち、パワハラに関する記述の出ている頁	-						1											東京都教育委員会では、「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」の全文を東京都教育委員会ホームページに掲載し、公にしているため	教育庁人事部職員課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
15	R1. 10. 30	R1. 11. 13	第46回全国高等学校総合文化祭東京大会生徒委員会情報交換会参加校一覧 平成31年4月8日付31教指企第83号「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会生徒委員の選出及び名簿の提出について(依頼)」 令和元年6月12日付31教指企第462号「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会生徒委員会情報交換会の開催について(通知)」(学校長宛) 令和元年6月12日付31教指企第462号「第46回全国高等学校総合文化祭東京大会生徒委員会情報交換会の開催について(通知)」(生徒宛) 生徒委員会の取組	10	1															教育庁指導部管理課		
16	R1. 10. 30	R1. 11. 13	「平成29年度 小学校講師時数の配当申請書【初任者研修及び任用時研修】」及び申請書添付資料一式	4	1															教育庁人事部人事計画課		
17	R1. 10. 30	R1. 11. 13	31教地義第869号(令和元年●月●日)の開示請求(文部科学省交付・別添厚生労働省交付)、等の「放送大学」除外するのが分かるものを求める。又、3点以外の「放送大学」除外するのがあれば、求める。	-				1												当該公文書は、文部科学省から都教育委員会へ交付がなされていないため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	教育庁総務部教育政策課	
18	R1. 10. 1	R1. 11. 15	平成31年1月30日付30教指企第1504号「平成31年度オリンピック・パラリンピック教育の推進について(通知)」	71		1													1	提出先アドレスは、提出物を受領するための専用の電子メールアドレスであり、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁指導部管理課	
19	R1. 11. 5	R1. 11. 18	環状第2号線(臨海部)建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査について(回答・通知) 遺跡の発見について(通知) 東京都遺跡台帳の新規登録(築地市場跡遺跡)について(通知) 環状第2号線(臨海部)建設事業に伴う埋蔵文化財(築地市場跡遺跡)発掘調査について(回答・通知) 東京都市計画道路環状第2号線(築地)整備事業に伴う埋蔵文化財(築地市場跡遺跡)発掘調査に関する協定の締結について(押印・送付)	115		1													1	通知等の担当者欄職員個人アドレス 職員個人の電子メールアドレスについては、公にすることにより業務に関連の無いメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第6号)	教育庁地域教育支援部管理課	
20	R1. 11. 15	R1. 11. 19	都立大森高等学校(31)空調設備改修工事 諸経費計算書 一式	3	1																教育庁都立学校教育部営繕課	
21	R1. 11. 14	R1. 11. 19	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一調査対象624校(中等教育学校、義務教育学校を含む)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
22	R1. 11. 5	R1. 11. 19	別紙における1~5における 1 1(1)の理由・根拠の証明となる”証拠”(2)の理由・根拠の証明となる”証拠” 2 2(1)・(2)・(3)で参照・参考にした1(1)の組織的共用文書等以外の全ての”証拠” 3 3の組織的共用文書等以外の全ての”証拠” 4 4の組織的共用文書等以外の全ての”証拠” 以上1~4までの組織的共用文書以外の「東京都コンプライアンス条例」都職員が自らの職務の”説明責任”を都民の”行政及び行政運営情報の知る権利”を果たす観念で正直に提示下さい。期限 11月30日まで 以上	-					1											請求の対象となる組織的共用文書以外の文書は、東京都情報公開条例第2条第2項における「公文書」に該当せず、公文書開示請求の対象とはならないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
23	R1. 11. 7	R1. 11. 20	平成31年度東京都公立学校教員採用候補者選考第二次選考の試験内容(面接・実技)の内容がわかるもの	1	1																教育庁人事部試験課	
24	R1. 11. 13	R1. 11. 22	①平成29年度に行った「東京都公立学校教員勤務実態調査」と合わせて行った、行政系職員(事務)の調査結果、分析結果で、教員に準じて作った、勤務の実態がわかる表、グラフ、分析コメント ②上記①以外で、29年度、30年度に行った、勤務時間等調査で、教員に準じて作った、行政系職員(事務)の勤務の実態がわかる表、グラフ、分析コメント	-				1													平成29年度及び平成30年度において、都内公立学校の学校事務職員を対象とした勤務実態調査は行っておらず、請求に係る公文書は作成及び取得をしていないことから、存在しないため	教育庁総務部教育政策課
25	R1. 11. 13	R1. 11. 22	勤務時間確認表の27年度	12		1													1	不在及び個人コード 個人に関する情報で特定の個人を識別することができないもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(東京都情報公開条例第7条第2号)	東京都立晴海総合高等学校	



